

小樽市と東洋水産株式会社北海道事業部とのパートナーシップ協定書

小樽市（以下「甲」という。）と東洋水産株式会社北海道事業部（以下「乙」という。）は、
官民協働により魅力的かつ持続可能性の高い地域社会を創造することを目的とし、下記の
とおりパートナーシップ協定を締結する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自
1通を保有する。

平成30年3月26日

（連携協力事項）

第1条 甲と乙は、上記の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をを行う。

- (1) 食育の推進に関する事項
- (2) 観光振興に関する事項
- (3) シティセールスの推進に関する事項
- (4) 健康及びスポーツの推進に関する事項
- (5) 災害時の対応に関する事項
- (6) その他目的を達成するために、協議により定める事項

甲 小樽市花園2丁目12番1号

小樽市

小樽市長

舟中秀明



乙 小樽市銭函5丁目61番地1

東洋水産株式会社

取締役

北海道事業部長

柳

学



（協議等）

第2条 この協定に関する連携及び協力を円滑に実施するため、甲と乙は必要に応じて
協議の場を設ける。

2 甲と乙の間で取決めなどを要する事項については、前項の協議により覚書などを締結
することができる。

（秘密保持）

第3条 甲と乙は、この協定に基づく連携及び協力をを行うに当たり、互いに知り得た情報を
厳重かつ適正に管理することとし、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、第三者への
開示又は漏えいをしてはならない。なお、本条の規定については、本協定の期間終了後
又は解除後においても有効とする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の
日の1か月前までに、甲と乙のいずれかから更新しない旨の意思表示がなかった場合、
更に3年間延長されるものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲と乙の協議により、有効期間中であっても協定を解除し、
又は協定の内容を変更することができる。

（誠実協議）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の運用に当たって疑義が生じた事項につ
いては、甲と乙が互いに誠意をもって協議するものとする。